

## 議案第1号

富津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額に関する特例の適用を受け  
る当該改修対象費用の変更等を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令  
（平成25年政令第107号）が平成25年4月1日に施行されたこと等により、富津市  
税条例の一部改正について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない  
ことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの  
である。

専決第1号

専決処分書

富津市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成25年3月30日

富津市長 佐久間 清 治

## 富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第10条の2の見出し中「第10項」を「第9項」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。